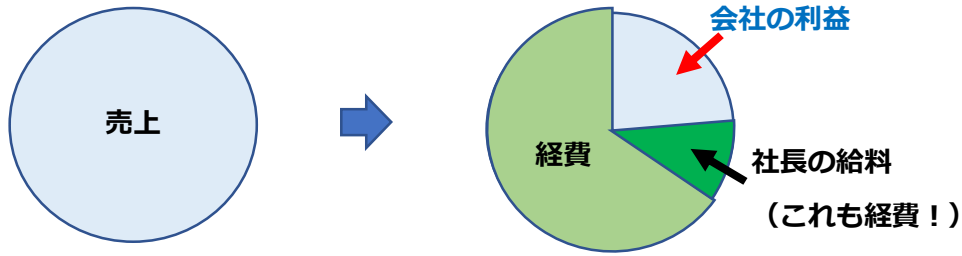


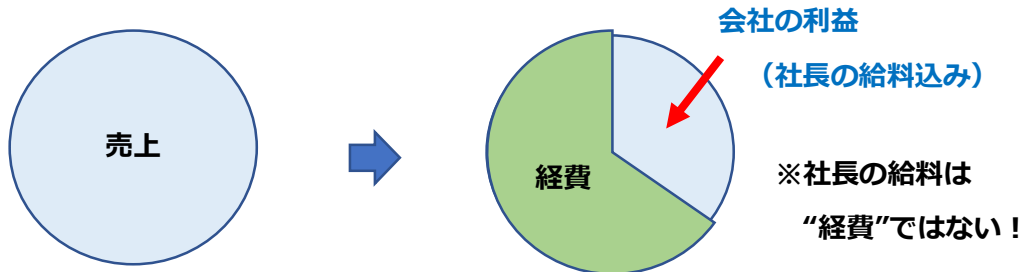
法人の場合



社長給料を年 300 万円取った後の利益が 400 万円なら？

→ 700 万円（会社利益 + 社長給料）に対する税金と社会保険料の負担は約 203 万円。

個人事業の場合

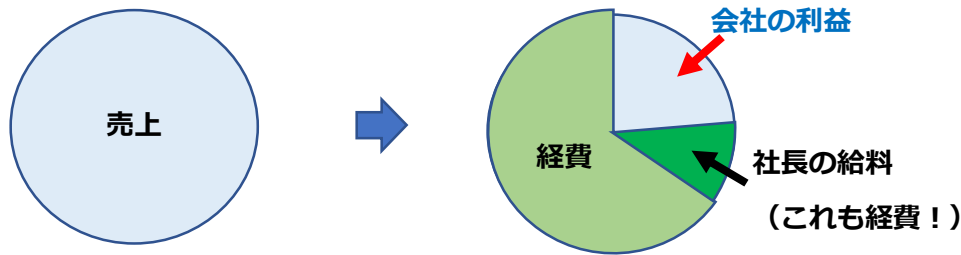


社長給料もあわせた個人事業の利益が 700 万円なら？

→ 700 万円（会社利益 + 社長給料）に対する税金と社会保険料の負担は約 215 万円。

※ 仮に個人事業で 700 万円の利益が出ているなら、法人化した方が税と社会保険料は年間で約 12 万円トクになる。（※社長の月給 25 万円という前提。）

【法人の場合】



社長給料を年 300 万円取った後の利益が 400 万円なら？

700 万円（会社利益 + 社長給料）に対する税金と社会保険料の負担は約 203 万円。

(203 万円の内訳；会社利益の税が約 98 万、社長給料の税が約 17 万、社保が約 44 万×2。)

↓ ↓ ↓

会社利益に対する税金（約 98 万円）の内訳は次の通り。

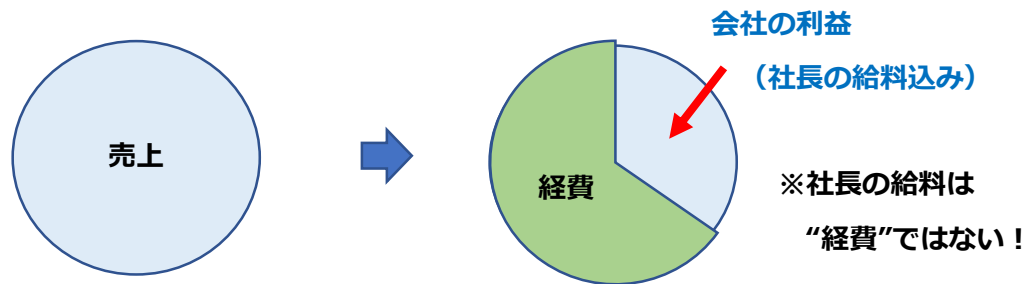
- ① 法人税 $400 \text{ 万円} \times 15\% = 600,000 \text{ 円}$
- ② 地方法人税 $\text{上記法人税の額} \times 10.3\% = 61,800 \text{ 円}$
- ③ 法人事業税 $400 \text{ 万円} \times 3.5\% = 140,000 \text{ 円}$
- ④ 特別法人事業税 $\text{上記法人事業税の額} \times 37\% = 51,800 \text{ 円}$
- ⑤ 法人県民税法人税割 $\text{上記法人税の額} \times 1\% = 6,000 \text{ 円}$
- ⑥ 法人県民税均等割 **20,000 円～22,000 円**（※都道府県により異なる）
- ⑦ 法人市民税法人税割 $\text{上記法人税の額} \times 6\% = 36,000 \text{ 円}$
- ⑧ 法人市民税均等割 **50,000 円～60,000 円**（※市町村により異なる）

社長給料に対する税金(約 17 万)、社保(約 44 万×2)の内訳は次の通り。

社長が「40 歳未満独身、社保加入。」と仮定すると所得税は

- ① 所得税 $(\text{年収 } 3,000,000 - \text{給与所得控除 } 980,000 - \text{健保\&厚生年金で約 } 440,000 - \text{基礎控除 } 480,000) \times 5\% = 55,000 \text{ 円}$
- ② 復興特別所得税 $\text{上記所得税の額} \times 2.1\% = 1,100 \text{ 円}$ （※100 円未満切捨）
- ③ 個人住民税所得割（県民税と市民税を合わせたもの）
 $(\text{年収 } 3,000,000 - \text{給与所得控除 } 980,000 - \text{健保\&厚生年金で約 } 440,000 - \text{基礎控除 } 430,000) \times 10\% - \text{調整額 } 2,500 \text{ 円} = 112,500 \text{ 円}$
- ④ 個人住民税均等割 **5,000 円～6,000 円**（※都道府県、市町村により異なる）
- ⑤ 社会保険料は会社経費と社長個人負担が約半分ずつ。よって支払額自体は**約 440,000 円×2**。

【個人事業の場合】



社長給料もあわせた個人事業の利益が700万円なら？

700万円（会社利益＋社長給料）に対する税金と社会保険料の負担は約215万円。

（215万円の内訳；会社利益と社長給料への税が約130万、国保と年金が約85万。）

↓ ↓ ↓

税金（約130万円）、国保と年金（約85万円）の内訳は次の通り。

社長が「40歳未満独身、青色申告適用。」と仮定すると

- ① 所得税 （年利益7,000,000－青色申告特別控除650,000－国保&国民年金で約850,000－基礎控除480,000）×20%－427,500円＝576,500円
- ② 復興特別所得税 上記所得税の額×2.1%＝12,100円（※100円未満切捨）
- ③ 個人住民税所得割（県民税と市民税を合わせたもの）
（年利益7,000,000－青色申告特別控除650,000－国保&国民年金で約850,000－基礎控除430,000）×10%－調整額2,500円＝504,500円
- ④ 個人住民税均等割 5,000円～6,000円（※都道府県、市町村により異なる）
- ⑤ 個人事業税 （年利益7,000,000－事業主控除2,900,000）×5%＝205,000円
- ⑥ 国保（国民健康保険）と国民年金は事業の経費ではなく全額個人持ちなのでそのまま850,000円。

※注意；試算は2020年8月時点のものですが、法人税等の税率については2020年10月1日以降に開始する事業年度へ適用されるものを用いています。。法令改正、会社や個人の実際の状況などにより試算結果は前後しますので、上記はあくまで概算値であることを御了承下さい。